

令和6年9月17日

申入書

〒063-0052
札幌市西区宮の沢2条2丁目4-7
医療法人社団斎藤会
斎藤 聡 殿

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階
内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松 久 三四彦
TEL 011-221-5884
FAX 011-221-5887

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されているNPO法人です（詳細は、当法人のホームページ^{*1}をご参照下さい。）。

また、当法人は、平成22年2月25日からは平成21年6月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供にかかる業務）を行なう「適格消費者団体」としての活動を行っております。さらに、当法人は、令和3年10月に消費者裁判手続特例法に基づく「特定適格消費者団体」に認定されたことで、従来の差止請求関係業務に加え、消費者の財産的被害を集団的に回復するための裁判を提起することが可能になりました。

現在、当法人では、消費者被害の相談について、情報提供やアンケート等で多方面からの情報収集を行っており、不当な勧誘等が行われていないか、契約書等に不当な条項が含まれていないかなどを検討しております。

この度、貴法人が消費者との間で締結した矯正歯科に係る医療契約に関し、使用している契約条項が消費者契約法に照らして問題があると思われましたので、貴法人に対し、以下のとおり申し入れます。

第1 申入れの趣旨

消費者との間で矯正歯科に係る医療契約を締結する際に、契約のキャン

*1 当法人のホームページ <http://www.e-hocnet.info/index.html>

セル（治療のキャンセルを含みます。以下、同じ）及び契約のキャンセルに伴う返金の請求をしないことを約束させる旨の契約条項を使用しないことを求めます。

第2 申入れの理由

1 概要

貴法人は、消費者と取り交わす治療同意書に、消費者が入金後の治療キャンセル及びキャンセルに伴う返金の請求をしない旨の文言を記載しています。書面の表題は「治療同意書」ですが、かかる文言は消費者との間で締結される医療契約の一内容を構成するものであり、契約条項の一部と解されるものです。

当該契約条項は、次のとおり、消費者契約法に照らして問題があります。

2 消費者契約法10条について

- (1) 医療契約は、準委任契約と解されるところ、民法656条が準用する民法651条1項では、準委任契約は、契約当事者がいつでも解除することができるかとされています。理由の如何を問わず契約の解除を認めない契約条項は、上記民法の規定に比して消費者の権利を制限するものです。

とりわけ、医療は身体への侵襲を伴うので、患者である消費者の自己決定権は最大限尊重されるべきであり、医療を受けるか否かは消費者が慎重に判断するべきものであること及び貴法人が提供する歯科矯正の費用が高額であることに鑑みると、医療契約の解除を認めないという契約条項は民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

- (2) マウスピースの製作に着目すると、貴法人と消費者との間で締結された契約は、請負契約と解する余地もあります。請負契約では、仕事が完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償した上で契約の解除をすることが認められています（民法641条）。一切の契約の解除を認めない契約条項は、上記民法の規定に比して消費者の権利を制限するものです。

請負契約が注文者に解除権を認めた趣旨は、あくまで請負契約の仕事の完成は注文者のためのものであり、注文者が欲しないことを強制することは相当ではないということにあるので、消費者が解除権を行使できないという契約条項ではかかる趣旨が没却されること及び上記のとおり貴法人が提供する歯科矯正の費用が高額であることに鑑みると、契約の解除を認めないという契約条項は民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

- (3) キャンセルに伴う返金の請求をしないという契約条項は、消費者が契約を解除すれば本来行使可能な不当利得返還請求権をあらかじめ放棄さ

せるという条項です。上記のとおり、貴法人との間で締結された契約を準委任契約あるいは請負契約のいずれと解したとしても、民法上、消費者には契約を解除する権利があり、契約を解除した以上、契約当事者は原状回復義務を負いますので、その一環として、消費者には、貴法人に対する不当利得返還請求権が認められます（民法545条1項）。契約解除をしても返金の請求を認めないという契約条項は上記民法の規定に比して消費者の権利を制限するものです。

消費者に認められた不当利得返還請求権をあらかじめ放棄させるという契約条項は、実質的には消費者の契約解除権を全面的に否定するものであり、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

(4) 従って、上記各契約条項は、消費者契約法10条に基づき無効です。

3 消費者契約法9条1項1号について

キャンセルに伴う返金の請求をしないという契約条項は、契約が解除されても返金をしないというものであり、契約解除に伴う損害賠償の金額を契約金額全額とする条項と解されます。

しかし、消費者契約法9条1項1号では、解除の事由、時期等の区分に応じ、事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償の額を定めた場合、平均的な損害の額を超える部分は無効と解されます。

本件は歯科矯正という治療の終了までに長期間を要するという契約であり、契約解除の時期に応じ、平均的な損害の額は異なると考えられますが、少なくとも、いつ契約を解除しても契約金額全額が損害賠償の金額になるとは到底考えることができません。

従って、キャンセルに伴う返金を認めないという契約条項は、消費者契約法9条1項1号に基づき無効です。

4 まとめ

貴法人が使用している、治療キャンセル及びキャンセルに伴う返金の請求をしない旨の契約条項は、上記のとおり、消費者契約法の諸条項に該当し、無効ですので、当該契約条項の使用中止または変更を求めます。

第3 ご回答のお願い

つきましては、本申入れに対する貴法人のお考えやご対応等を令和6年10月21日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以 上